

防大教第 6 1 8 号  
平成 1 2 年 6 月 6 日

各 部 長  
殿  
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

教育研究環境整備委員会の設置について（通達）

改正 平成12年 7 月11日防大教第737号	平成17年 3 月31日防大総第 505号
平成19年 1 月 9 日防大総第 7 号	平成21年 3 月31日防大総第 542号
平成24年 4 月 6 日防大総第525号	平成28年11月24日防大総第1544号
平成30年 3 月30日防大総第346号	

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設置

防衛大学校における教育研究環境整備等に関する事項を審議するため、教育研究環境整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 構成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 教官をもって充てる副校長
- (2) 副委員長 教務部長 先端学術推進機構長
- (3) 委員

ア 理工学研究科長及び総合安全保障研究科長

イ 各学群から防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指名する教授 1 名

ウ 会計課長、管理施設課長、教務課長及び先端学術推進機構事務室長

エ その他学校長の指名する者

- (4) 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

### 3 審議事項

委員会は、学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究環境整備に関する中・長期計画に関する事項
- (2) 特別研究の実施計画に関する事項
- (3) 統合先端科学研究の実施計画に関する事項
- (4) 教育実験用器材の整備計画に関する事項
- (5) 教育実験用器材の管理及び運営に関する事項
- (6) 教育研究用施設の整備計画に関する事項
- (7) その他、委員長が必要と認めた教育研究環境整備に関する事項

### 4 部会

- (1) 委員会に、学校長が別に定める部会を置くことができる。
- (2) 部会は、学校長が指名する部会長及び部会員をもって構成する。

### 5 開催

委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を統括する。

### 6 任期

第2項第3号イ及びエの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 7 学群長会議に対する報告

委員会で審議が終了した事項のうち、特に必要と認めた事項の審議結果を学群長会議に報告するものとする。

### 8 庶務

委員会の庶務は、教務課及び先端学術推進機構事務室で行う。

### 9 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。